

(別表2)

## 不利益処分に係る処分基準

(平成28年4月1日作成)

法令名	河川法 (昭和39年7月10日法律第167号)
根拠条項	河川法第18条
処分の概要	工事原因者に対する工事施行命令
法令の定め	河川法第18条 河川管理者は、河川工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は河川を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）によって必要を生じた河川工事又は河川の維持を当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者に行わせることができる。
処分基準	<p>原因者への河川工事又は河川の維持（以下「河川工事等」という。）の施行の命令は、他の工事又は他の行為が原因であることが明らかであり、かつ、その結果河川工事等を要する場合において、当該原因者が河川工事等を行うことが河川管理上の支障を生じさせないときに、当該河川工事等の施行を命じることができる。</p> <p>なお、原因者が能力、信用等を有しないことなどにより、当該原因者に当該河川工事等を施行させることが河川管理上の支障を生じさせるおそれがある場合には、当該原因者に当該河川工事等の施行を命じない。</p>
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ（電話番号:011-204-5551 直通） 建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号: ）
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm</a>

(別表2)

## 不利益処分に係る処分基準

(平成28年4月1日作成)

法令名	河川法 (昭和39年7月10日法律第167号)
根拠条項	河川法第22条第2項
処分の概要	洪水時等における業務従事命令
法令の定め	<p>河川法第22条 洪水、津波、高潮等による危険が切迫した場合において、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとるため緊急の必要があるときは、河川管理者は、その現場において、必要な土地を使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。</p> <p>2 河川管理者は、前項に規定する措置をとるため緊急の必要があるときは、その附近に居住する者又はその現場にある者を当該業務に従事させることができる。</p>
処分基準	これまで処分事例がないため、処分基準は設定していません。
処分担当課	建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号: )
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス : <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm</a>

(別表2)

## 不利益処分に係る処分基準

(平成28年4月1日作成)

法令名	河川法 (昭和39年7月10日法律第167号)
根拠条項	河川法第29条第1項
処分の概要	河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可
法令の定め	河川法第29条第1項 第23条から第28条までに規定するものを除くほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深淺等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。
処分基準	河川の汚濁が著しい場合等の措置命令は、河川の流量が当該河川の平均渇水流量以下に減少した場合などの異常な渇水等により河川の汚濁が著しく進行し、上水道等の原水として利用することが不可能となるおそれがあるなど河川の管理に重大な支障を及ぼすおそれがある場合に行うことができる。この場合において、汚水の排出者に求めるべき内容は、当該河川の水質の状況、利用の状況及び開発の状況を勘案し、河川の特性に応じて決定する。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-204-5551 直通)
問い合わせ先	同上
備考	(緊急時の措置) 河川法施行令 (昭和40年政令第14号) 第16条の6第2項 公表アドレス : <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm</a>

(別表2)

## 不利益処分に係る処分基準

(平成28年4月1日作成)

法令名	河川法（昭和39年7月10日法律第167号）
根拠条項	河川法第31条第2項
処分の概要	工作物用途廃止後の原状回復命令等
法令の定め	<p>河川法第31条 第26条第1項の許可を受けて工作物を設置している者は当該工作物の用途を廃止したときは、速やかに、その旨を河川管理者に届け出なければならない。</p> <p>2 河川管理者は、前項の届出があった場合において、河川管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る工作物を除却し、河川を原状に回復し、その他河川管理上必要な措置をとることを命ずることができる。</p>
処分基準	<p>許可工作物を用途廃止した場合には、河川区域内における河川管理上必要な工作物以外の工作物の存在は、本来好ましくないものであることから、工作物をそのまま又は一部改造して存置することが河川管理上望ましい場合を除き、用途廃止された工作物は撤去させる。</p> <p>また、治水上、利水上、河川環境の保全上、歴史上又は他の河川の使用状況等から、当該工作物をそのまま又は一部改造することにより存置することが望ましい場合においても、当該工作物を存置することによる河川管理上の影響を明確にし、必要な措置を講じさせなければ存置させることはできない。</p>
処分担当課	建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号： ）
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm</a>

(別表2)

## 不利益処分に係る処分基準

(平成28年4月1日作成)

法令名	河川法 (昭和39年7月10日法律第167号)
根拠条項	河川法第32条第1項
処分の概要	流水占用料等の徴収等
法令の定め	<p>河川法第32条第1項 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）を徴収することができる。</p> <p>河川法施行令第18条第1項 法第32条第1項の流水占用料等の額の基準は、次のとおりとする</p> <ol style="list-style-type: none"><li>流水若しくは土地の占用又は土石等の採取（以下「流水の占用等」という。）の目的及び態様に応じて公正妥当なものであること。</li><li>流水の占用等に係る公益的な事業の適性かつ合理的な運営に支障を及ぼすものでないこと。</li><li>発電のための流水占用料等にあつては、河川の管理に要する費用、当該流水の占用等が河川の管理に及ぼす影響、河川の使用の態様等を勘案して国土交通大臣が定める額の範囲内であること</li></ol> <p>「河川法施行令第18条第1項第3号の国土交通大臣が定める額」 (昭和50年8月1日建設省告示第1125号)</p>
処分基準	処分基準は法令等の定めによるため、設定していません。
処分担当課	建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号： ）
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm</a>

(別表2)

## 不利益処分に係る処分基準

(平成28年4月1日作成)

法令名	河川法 (昭和39年7月10日法律第167号)
根拠条項	河川法第44条第1項
処分の概要	河川の従前の機能の維持・措置
法令の定め	河川法第44条第1項 ダム(河川の流水を貯留し、又は取水するため第26条第1項の許可を受けて設置するダムで、基礎地盤から堤頂までの高さが15メートル以上のものをいう。)で政令で定めるものを設置する者は、当該ダムの設置により河川の状態が変化し、洪水時における従前の当該河川の機能が減殺されることとなる場合においては、河川管理者の指示に従い、当該機能を維持するために必要な施設を設け、又はこれに代わるべき措置をとらなければならない。
処分基準	これまで処分事例がないため、処分基準は設定していません。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-204-5551 直通)
問い合わせ先	同上
備考	(河川の従前の機能を維持するために必要な措置をとらなければならないダム) 河川法施行令(昭和40年政令第14号)第23条 公表アドレス: <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm</a>

(別表2)

## 不利益処分に係る処分基準

(平成28年4月1日作成)

法令名	河川法 (昭和39年7月10日法律第167号)
根拠条項	河川法第47条第4項
処分の概要	ダム の 操 作 規 程 の 変 更 命 令
法令の定め	河川法第47条第4項 河川管理者は、当該ダムに関する工事又は河川の状況の変化その他当該河川に関する特別の事情により、当該操作規程によっては河川管理上支障を生ずると認める場合においては、当該操作規程の変更を命ずることができる。
処分基準	これまで処分事例がないため、処分基準は設定していません。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-204-5551 直通)
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス : <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm</a>

(別表2)

## 不利益処分に係る処分基準

(平成28年4月1日作成)

法令名	河川法（昭和39年7月10日法律第167号）
根拠条項	河川法第52条
処分の概要	洪水調節のための指示
法令の定め	河川法第52条 河川管理者は、洪水による災害が発生し、又は発生するおそれ大きいと認められる場合において、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するため緊急の必要があると認められるときは、ダムを設置する者に対し、当該ダムの操作について、その水系に係る河川の状況を総合的に考慮して、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置をとるべきことを指示することができる。
処分基準	あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なため、設定していません。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ（電話番号:011-204-5551 直通）
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm</a>



(別表2)

## 不利益処分に係る処分基準

(平成28年4月1日作成)

法令名	河川法 (昭和39年7月10日法律第167号)
根拠条項	河川法第67条
処分の概要	河川工事又は河川維持費用の原因者への負担命令
法令の定め	河川法第67条 河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事又は河川の維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。
処分基準	河川工事又は河川の維持（以下「河川工事等」という。）の必要を生じさせた他の工事又は他の行為の費用負担者に当該河川工事等の費用を負担させるに当たっては、当該河川工事等が河川法第18条により原因者に施行を命じるべきものに該当する場合において、当該他の工事又は他の行為により河川工事等の必要が生じた時点における河川又は河川管理施設の機能回復に要した費用を限度として負担させるものとする。
処分担当課	建設管理部用地管理室管理課維持管理課 (電話番号: )
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス : <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm</a>

(別表2)

## 不利益処分に係る処分基準

(平成28年4月1日作成)

法令名	河川法 (昭和39年7月10日法律第167号)
根拠条項	河川法第68条第2項
処分の概要	附帯工事費用の原因者負担命令
法令の定め	<p>河川法第68条 河川工事により必要を生じた他の工事又は河川工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第26条第1項の許可に付した条件に特別の定めがある場合並びに第37条の2、第58条の12、第95条及び第99条第2項の規定による協議において特別の定めをした場合を除き、その必要を生じた限度において、第59、第60条第2項前段及び第65条の2第1項前段の規定に基づいて当該河川工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。</p> <p>2 河川管理者は、前項の河川工事が他の工事又は他の行為のために必要を生じたものである場合においては、その必要を生じた限度において、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその原因となった他の工事又は他の行為につき費用を負担する者に負担させることができる。</p>
処分基準	第68条第1項の附帯工事に要する費用について、当該附帯工事の原因となった河川工事が他の工事又は他の行為により必要を生じた場合には、河川法第18条及び第67条の処分基準の例によることとする。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-204-5551 直通)
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス : <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm</a>

(別表2)

## 不利益処分に係る処分基準

(平成28年4月1日作成)

法令名	河川法 (昭和39年7月10日法律第167号)
根拠条項	河川法第70条第1項
処分の概要	工事費用の受益者への負担命令
法令の定め	河川法第70条第1項 河川管理者は、河川工事により著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、その者に、当該河川工事に要する費用の一部を負担させることができる。
処分基準	これまで処分事例がないため、処分基準は設定していません。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-204-5551 直通)
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス : <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm</a>

(別表2)

## 不利益処分に係る処分基準

(平成28年4月1日作成)

法令名	河川法 (昭和39年7月10日法律第167号)
根拠条項	河川法第70条の2第1項
処分の概要	特別水利使用者への費用負担命令
法令の定め	<p>河川法第70条の2 河川管理者は、河川の流水の状況を改善するため二以上の河川を連絡する河川工事で、流水によって生ずる公害を除却し、又は軽減することのほか、専用の施設を新設し、又は拡張して流水を占有する者（以下この条において「特別水利使用者」という。）に対する水の供給を確保することをその目的に含むもの（河川の流水を貯留するための河川管理施設の設置を伴うものを除く。）に要する費用及び当該河川工事により設置する河川管理施設の管理に要する費用については、当該特別水利使用者が受けることとなると認められる利益の限度において、その者に、その一部を負担させることができる。</p> <p>2 河川管理者は、前項の河川工事を施行しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係行政機関の長に協議し、及び一級河川に係るものにあつては関係都道府県知事、二級河川に係るものにあつては関係市町村長の意見をきくとともに、当該工事に要する費用及び当該工事により設置する河川管理施設の管理に要する費用の負担について特別水利使用者の同意を得なければならない。</p> <p>河川法施行令第38条の3 河川管理者は、法第70条の2第2項の規定により、協議し、意見をきき、及び同意を得ようとするときは、当該河川工事に関し、目的、計画の概要、流水の状況の改善に関する事項、特別水利使用者に関する事項並びに費用及び費用の負担に関する事項を明らかにしなければならない。</p> <p>2 河川管理者は、前項に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、法第70条の2第2項の規定に例により、関係行政機関の長に協議し、及び関係都道府県知事又は関係市町村長の意見をきくとともに、特別水利使用者の同意を得なければならない。</p>
処分基準	処分基準は法令等の定めによるため、設定していません。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ（電話番号:011-204-5551 直通）
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm</a>

(別表2)

## 不利益処分に係る処分基準

(平成28年4月1日作成)

法令名	河川法 (昭和39年7月10日法律第167号)
根拠条項	河川法第74条第1項
処分の概要	延滞金の徴収
法令の定め	<p>河川法第74条 この法律、この法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定又はこれらの規定に基づく処分により納付すべき負担金又は流水占用料等（以下これらを「負担金等」という。）をその納期限までに納付しない者がある場合においては、河川管理者（当該負担金等が、国の収入となる場合にあっては国土交通大臣、都道府県の収入となる場合にあっては当該都道府県を統轄する都道府県知事とする。以下この条において同じ。）は、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。</p> <p>5 河川管理者は、第1項の規定により督促をした場合においては、政令で定めるところにより、同項の負担金等の額につき年14.5パーセントの割合で、納期限の翌日からその負担金等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる</p>
処分基準	処分基準は法令等の定めによるため、設定していません。
処分担当課	建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号： ）
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm</a>

(別表2)

## 不利益処分に係る処分基準

(平成28年4月1日作成)

法令名	河川法（昭和39年7月10日法律第167号）
根拠条項	河川法第75条第1項、第2項
処分の概要	許可等の取り消し、工事中止命令等
法令の定め	<p>河川法第75条 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定によって与えた許可、登録若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却（第24条の規定に違反する係留施設に係留されている船舶の除却を含む。）、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することを命ずることができる。（以下、略）</p> <p>2 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。（以下、略）</p>
処分基準	監督処分を行おうとする場合には、処分の原因及び対象、河川管理上の支障の程度、態様等からみて必要な場合に行うことができるものとし、処分を行う場合の方法についても、河川管理上必要な範囲において、比例の原則に照らし、違反の程度や河川管理上の支障の程度から相当と認められるものを選択する。
処分担当課	建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号： ）
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm</a>

(別表2)

## 不利益処分に係る処分基準

(平成28年4月1日作成)

法令名	河川法 (昭和39年7月10日法律第167号)
根拠条項	河川法第76条第3項
処分の概要	損失補償額の原因者への負担命令
法令の定め	河川法第76条第3項 河川管理者は、第1項の規定により河川管理者が補償すべき損失が、第75条第2項第5号に該当するものとして同項の規定による処分があったことによるものである場合においては、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。
処分基準	処分基準は法令等の定めによるため、設定していません。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-204-5551 直通) 建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号: )
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス : <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm</a>

(別表2)

## 不利益処分に係る処分の基準

(平成28年4月1日作成)

法令名	砂利採取法（昭和43年5月30日法律第74号）
根拠条項	砂利採取法第22条
処分の概要	砂利採取計画の変更命令
法令の定め	<p>砂利採取法第22条 都道府県知事又は河川管理者は、認可採取計画に基づいて行われている砂利の採取が第19条に規定する要件に該当することとなり、又は該当することとなるおそれがあると認めるときは、その認可を受けた砂利採取業者に対し、当該認可採取計画を変更すべきことを命ずることができる。</p> <p>同法第19条 都道府県知事又は河川管理者は、第16条の認可の申請があった場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行う砂利の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、同条の認可をしてはならない。</p>
処分基準	処分基準は法令等の定めによるため、設定していません。
処分担当課	建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号： ）
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm</a>



(別表2)

## 不利益処分に係る処分基準

(平成28年4月1日作成)

法令名	砂利採取法（昭和43年5月30日法律第74号）
根拠条項	砂利採取法第23条第1項
処分の概要	砂利採取停止、災害防止措置命令
法令の定め	砂利採取法第23条第1項 都道府県知事又は河川管理者は、砂利の採取に伴う災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、採取計画についてその認可を受けた砂利採取業者に対し、砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は砂利の採取を停止すべきことを命ずることができる。
処分基準	これまで処分事例がないため、処分基準は設定していません。
処分担当課	建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号： ）
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm</a>

(別表2)

## 不利益処分に係る処分基準

(平成28年4月1日作成)

法令名	砂利採取法（昭和43年5月30日法律第74号）
根拠条項	砂利採取法第23条第2項
処分の概要	砂利後埋戻し等災害防止措置命令
法令の定め	砂利採取法第23条第2項 都道府県知事又は河川管理者は、政令で定めるところにより、第3条の規定に違反して砂利採取業を行った者又は第16条若しくは第21条の規定に違反して砂利の採取を行った者に対し、採取跡の埋めもどしその他砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
処分基準	これまで処分事例がないため、処分基準は設定していません。
処分担当課	建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号： ）
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm</a>

(別表2)

## 不利益処分に係る処分基準

(平成28年4月1日作成)

法令名	砂利採取法（昭和43年5月30日法律第74号）
根拠条項	砂利採取法第26条
処分の概要	砂利採取計画の認可取消等
法令の定め	<p>砂利採取法第26条 都道府県知事又は河川管理者は、第16条の認可を受けた砂利採取業者が次の各号の一に該当するときは、その認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその認可に係る砂利採取場における採取の停止を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>一 第21条の規定に違反したとき。</li><li>二 第22条又は第23条第1項の規定による命令に違反したとき。</li><li>三 第31条第1項の条件に違反したとき。</li><li>四 不正の手段により第16条の認可を受けたとき。</li></ol>
処分基準	処分基準は法令等の定めによるため、設定していません。
処分担当課	建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号： ）
問い合わせ先	
備考	公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm</a>

(別表2)

## 不利益処分に係る処分基準

(平成28年4月1日作成)

法令名	公有水面埋立法 (大正10年4月9日法律第57号)
根拠条項	公有水面埋立法第10条
処分の概要	代替施設の設置、補償命令等
法令の定め	公有水面埋立法第10条 (水面の利用施設にする補償又は代替施設) 公有水面ノ利用ニ関シテ為シタル施設カ埋立ノ為其ノ効用ヲ妨ゲラルルトキハ都道府県知事ハ政令ノ定ムル所ニ依リ埋立ノ免許ヲ受ケタル者ヲシテ其ノ施設ヲ為シタル者ニ対シ之ニ代ルヘキ施設若ハ其ノ効用ヲ保全スル為必要ナル施設ヲ為サシメ又ハ其ノ損害ノ全部若ハ一部ヲ補償セシムルコトヲ得
処分基準	これまで処分事例がないため、処分基準は設定していません。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-204-5551 直通)
問い合わせ先	同上
備考	公有水面埋立法施行令 (大正11年勅令第194号) 第15条 代替施設又は補償に関する命令 公表アドレス : <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm</a>

(別表2)

## 不利益処分に係る処分基準

(平成28年4月1日作成)

法令名	公有水面埋立法 (大正10年4月9日法律第57号)
根拠条項	公有水面埋立法第12条第1項
処分の概要	埋立免許料の徴収
法令の定め	公有水面埋立法第12条(免許料) 都道府県知事ハ埋立ニ付免許料ヲ徴収スルコトヲ得  公有水面埋立法施行令第16条  公有水面埋立法施行令第17条  公有水面埋立法施行令第19条
処分基準	処分基準は法令等の定めによるため、設定していません。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ(電話番号:011-204-5551 直通)
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス: <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm</a>

(別表2)

## 不利益処分に係る処分基準

(平成28年4月1日作成)

法令名	公有水面埋立法 (大正10年4月9日法律第57号)
根拠条項	公有水面埋立法第30条
処分の概要	災害防止に関する義務の賦課
法令の定め	公有水面埋立法第30条 (権利取得者の義務) 都道府県知事ハ埋立地ニ関スル権利ヲ取得シタル者ニ対シ災害防止ニ関シ埋立 ノ免許条件ノ範囲内ニ於テ義務ヲ命スルコトヲ得
処分基準	これまで処分事例がないため、処分基準は設定していません。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-204-5551 直通)
問い合わせ先	
備考	公表アドレス : <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm</a>

(別表2)

## 不利益処分に係る処分基準

(平成28年4月1日作成)

法令名	公有水面埋立法 (大正10年4月9日法律第57号)
根拠条項	公有水面埋立法第31条
処分の概要	工事施行区域内の工作物除却命令
法令の定め	公有水面埋立法第8条第1項 (保証前又は損害防止施設施行前の工事着手の禁止) 埋立ノ免許ヲ受ケタル者ハ第6条ノ規定ニ依リ損害ノ補償ヲ為スヘキ場合ニ於テハ其ノ補償ヲ為シ又ハ前条ノ規定ニ依ル供託ヲ為シタル後ニ非サレハ第4条第3項ノ権利ヲ有スル者ニ損害ヲ生スヘキ工事ニ着手スルコトヲ得ス但シ其ノ権利ヲ有スル者ノ同意ヲ得タルトキ又ハ都道府県知事ノ最低シタル補償ノ金額ヲ供託シタルトキハ此ノ限りニ在ラス
処分基準	これまで処分事例がないため、処分基準は設定していません。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-204-5551 直通)
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス : <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm</a>

(別表2)

## 不利益処分に係る処分基準

(平成28年4月1日作成)

法令名	公有水面埋立法 (大正10年4月9日法律第57号)
根拠条項	公有水面埋立法第32条第1項
処分の概要	埋立免許の取消、工作物の除却等
法令の定め	<p>公有水面埋立法第22条第2項 (竣功認可等) 都道府県知事前項ノ竣功ヲ為シタルトキハ遅延ナク其ノ旨ヲ告示シ且地元市町村ニ第11条又ハ第13条ノ2第2項ノ規定ニ依リ告示シタル事項及免許条件ヲ記載シタル書面並関係函書ノ写ヲ送付スヘシ</p> <p>公有水面埋立法第32条第1項 (竣功認可の告示の日前の違反行為に対する匡正) 左ニ掲ケル場合ニ於テハ第22条第2項ノ告示ノ日前ニ限り都道府県知事ハ埋立ノ免許ヲ受ケタル者ニ対シ本法若ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ依リテ其ノ為シタル免許其ノ他ノ処分ヲ取消シ其ノ効力ヲ制限シ若ハ其ノ条件ヲ変更シ、埋立ニ関スル工事ノ施行区域内ニ於ケル公有水面ニ存スル工作物其ノ他物件ヲ改築若ハ除却セシメ、損害ヲ防止スル為必要ナル施設ヲ為サシメ又ハ原状回復ヲ為サシムルコトヲ得 (以下、略)</p>
処分基準	これまで処分事例がないため、処分基準は設定していません。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-204-5551 直通)
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス : <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm</a>



(別表2)

## 不利益処分に係る処分基準

(平成28年4月1日作成)

法令名	公有水面埋立法 (大正10年4月9日法律第57号)
根拠条項	公有水面埋立法第32条第2項
処分の概要	土地収用等による損害補償の命令
法令の定め	<p>公有水面埋立法第18条 (竣功認可の告示の日前ノ違反行為等に対する匡正)</p> <p>左ニ揚ケル場合ニ於テハ第22条第2項ノ告示ノ日ニ限り都道府県知事ハ埋立ノ免許ヲ受タル者ニ対シ本法若ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ因リテ其ノ他ノ処分ヲ取消シ其ノ効力ヲ制限シ若ハ其ノ条件ヲ変更シ、埋立ニ関スル工事ノ施行区域ニ於ケル公有水面ニ存スル工作物其ノ他ノ物件ヲ改築若ハ除却セシメ、損害ヲ防止スル為ニ必要ナル施設ヲ為サシメ又ハ原状回復ヲ為サシムルコトヲ得</p> <ol style="list-style-type: none"><li>一 埋立ニ関スル法令ノ規定又ハ之ニ基キテ為ス処分ニ違反シタルトキ</li><li>二 埋立ニ関スル法令ニ依ル免許其ノ他ノ処分ノ条件ニ違反シタルトキ</li><li>三 詐欺ノ手段ヲ以テ埋立ニ関スル法令ニ依ル免許其ノ他ノ処分ヲ受ケタルトキ</li><li>四 埋立ニ関スル工事施工ノ方法公害ヲ生スルノ虞アルトキ</li><li>五 公有水面ノ状況ノ変更ニ因リ必要ヲ生シタルトキ</li><li>六 公害ヲ除却シ又ハ軽減スル為ニ必要ナルトキ</li><li>七 前号ノ場合ヲ除クノ外法令ニ依リ土地ヲ収容又ハ使用スルコトヲ得ル事業ノ為ニ必要ナルトキ</li></ol> <p>同法同条第2項 前号第7号ノ場合ニ於テ損害ヲ受ケタル者アルトキハ都道府県知事ハ同号ノ事業ヲ為ス者ヲシテ損害ノ全部又ハ一部ヲ補償セシムルコトヲ得</p>
処分基準	これまで処分事例がないため、処分基準は設定していません。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-204-5551 直通)
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス : <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm</a>

(別表2)

## 不利益処分に係る処分基準

(平成28年4月1日作成)

法令名	公有水面埋立法 (大正10年4月9日法律第57号)
根拠条項	公有水面埋立法第33条
処分の概要	違反行為更正、損害予防施設命令
法令の定め	<p>公有水面埋立法第22条第2項 (竣功認可等) 都道府県知事前項ノ竣功認可ヲ為シタルトキハ遅延ナク其ノ旨ヲ告示シ且地元市町村ニ第11条又ハ第13条ノ2第2項ノ規定ニ依リ告示シタル事項及免許条件ヲ記載シタル書面並關係図書ノ写ヲ送付スヘシ</p> <p>公有水面埋立法第29条第1項 (埋立地の用途変更制限) 第24条第1項ノ規定ニ依リ埋立地ノ諸集権ヲ取得シタル者又ハ其一般承継人ハ (中略) 告示シタル用途ト異ル用途ニ供セムトスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受クルベシ</p> <p>公有水面埋立法第33条 (竣功認可の告示後の違法行為に対する匡正) 第22条第2項の告示アリタル後第29条第1項ノ規定、埋立ニ関スル法令ニ依ル免許其ノ他ノ処分ノ条件又ハ第30条ノ規定ニ依リ命スル義務ニ違反スル者アルトキハ都道府県知事ハ其ノ違反ニ因リテ生シタル事実ヲ更生セシメ又ハ其ノ違反ニ因リテ生スル損害ヲ防止スル為必要ナル施設ヲ為サシムルコトヲ得</p>
処分基準	これまで処分事例がないため、処分基準は設定していません。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-204-5551 直通)
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス : <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm</a>

(別表2)

## 不利益処分に係る処分基準

(平成28年4月1日作成)

法令名	公有水面埋立法 (大正10年4月9日法律第57号)
根拠条項	公有水面埋立法第36条
処分の概要	無免許埋立者への原状回復命令等
法令の定め	<p>公有水面埋立法第32条第1項 (竣功認可の告示の日前の違反行為に対する匡正) 左ニ揚ケル場合ニ於テハ第22条第2項ノ告示ノ日前ニ限り都道府県知事ハ埋立ノ免許ヲ受ケタル者ニ対シ本法若ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ依リテ其ノ為シタル免許其ノ他ノ処分ヲ取消シ其ノ効力ヲ制限シ若ハ其ノ条件ヲ変更シ、埋立ニ関スル工事ノ施行区域内ニ於ケル公有水面ニ存スル工作物其ノ他物件ヲ改築若ハ除却セシメ、損害ヲ防止スル為必要ナル施設ヲ為サシメ又ハ原状回復ヲ為サシムルコトヲ得 (以下、略)</p> <p>公有水面埋立法第35条 (免許失効の場合の原状回復義務等) 埋立ノ免許ノ効力消滅シタル場合ニ於テハ免許ヲ受ケタル者ハ埋立ニ関スル工事ノ施行区域内ニ於ケル公有水面ヲ現状ニ回復スヘシ (以下、略)</p> <p>公有水面埋立法第36条 第32条第1項及第35条ノ規定ハ埋立ノ免許ヲ受ケスシテ埋立工事ヲ為シタル者ニ関シ之ヲ準用ス</p>
処分基準	これまで処分事例がないため、処分基準は設定していません。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号:011-204-5551 直通)
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス : <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm</a>